ただし、代表者以外の構成員については、次の㋐及び㋑の要件を満たす橋梁の製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

ただし、㋐、㋑及び㋒（代表者以外の構成員については㋐及び㋑）は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での橋梁の架設期間に専任で配置できること。現地での橋梁の架設期間は、平成31年８月１日から平成32年12月22日までを予定する。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成15年度以降に、上記イ本文に掲げる橋梁の架設工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、一般国道５号余市町登川大橋（A橋）上部工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局小樽開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局小樽開発建設部契約課

## 競争参加者の資格に関する公示

平成30―31年度徳島法務総合設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年６月１日

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　業務概要

⑴　業務名　平成30―31年度徳島法務総合設計業務

⑵　業務内容　徳島法務総合庁舎の新築設計（基本設計、実施設計、数量積算）等を行う。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成32年２月28日まで。

2　申請の時期

平成30年６月１日から平成30年６月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成30年６月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、四国地方整備局のホームページにおいて様式を入手すること。

このＵＲＬは、次のとおりである。

http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「平成30―31年度徳島法務総合設計業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。以下「当該協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により次の場所に提出すること。

〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年３月30日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。

３）四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

４）平成30年３月30日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の１）から５）までに該当しない者であること。

５）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、当該協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　当該協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

なお、この「○○設計共同体協定書」は、四国地方整備局のホームページにおいて、３⑴と同じ方法により様式を入手することができる。